

# 介護保険だより

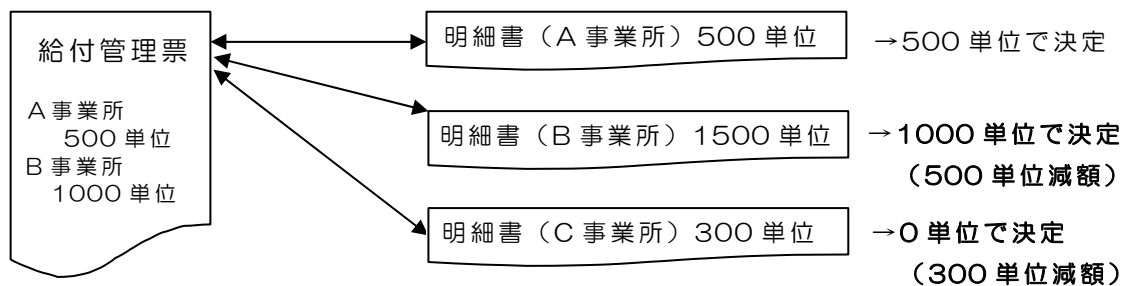
平成25年8月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 給付管理票と請求明細書の突合による支給限度額管理について

国保連合会では、居宅介護サービス事業所の請求明細書と居宅支援事業所の給付管理票の突合を行う支給限度額管理を行っていますが、その結果について問い合わせが多く寄せられています。つきましては、以下の内容を御確認ください。

### 1 支給限度額管理のイメージ



給付管理票と請求明細書を突合し、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数を超える場合は、給付管理票の単位数に合わせて減額します。

また、給付管理票に記載されていない場合は、0単位に減額します。

なお、給付管理票が未提出又は審査の結果、返戻の場合、請求明細書は保留となります。

### 2 サービス事業所における対応

#### (1) 介護保険審査増減単位数通知書に増減単位数が表示された場合

##### 【原因】

- ・居宅支援事業所から給付管理票が提出されたが、給付管理票に記載されている給付計画単位数が請求明細書の限度額管理対象単位数より低い。
- ・居宅支援事業所から提出された給付管理票に、サービス事業所の記載がない。

##### 【対応】

- ・居宅支援事業所に給付管理票の修正を依頼します。

なお、請求明細書の取下げや再提出は不要です。

(2) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に「保留」と表示された場合

【原因】

- ・ 居宅支援事業所から給付管理票が提出されていない。
- ・ 居宅支援事業所から提出された給付管理票が審査で返戻となった。

【対応】

- ・ 居宅支援事業所に給付管理票の提出（返戻の場合は再提出）を依頼します。  
なお、請求明細書は、2ヶ月間は保留になります。

**\* 居宅支援事業所には、サービス事業所の保留や減額の結果は通知されませんので、上記結果が出た場合は、必ず居宅支援事業所に確認してください。**

### 3 居宅支援事業所における対応

(1) サービス事業所から、請求明細書が「減額」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・ 給付管理票は提出されているが、給付管理票に記載された給付計画単位数が、サービス事業所の限度額管理対象単位数より小さい、又は給付管理票にサービス事業所が記載されていない。

【対応】

- ・ 給付管理票を作成区分「修正」で提出します。

(2) サービス事業所から、請求明細書が「保留」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・ 給付管理票が提出されていない。
- ・ 提出した給付管理票が返戻になっている（「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に掲載される）。

【対応】

- ・ 給付管理票を作成区分「新規」で提出します。

**\* 給付管理票は、サービス事業所の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないよう御注意いただき、提出をお願いします。**

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077